



平成 27 年 12 月 8 日

各 位

会 社 名 ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 小 林 武 司  
(コード：2538 東証第二部)  
問合せ先 執行役員 財務計画部長 柚 義 継  
(電話番号 06-6444-5293)

### 監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日公表いたしました「独立調査委員会の追加調査報告書受領、並びに、再発防止策の策定、諮問委員会からの諮問結果及び新経営体制への移行等に関するお知らせ」（以下「追加調査報告書受領等に係るプレスリリース」といいます。）のとおり、本日、独立調査委員会から追加調査報告書を受領し、その調査結果を踏まえて、新経営体制に移行することを決定いたしました。

かかる新経営体制への移行の一環として、当社は、取締役会の監督機能強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、本日開催の取締役会において、下記のとおり、監査等委員会設置会社に移行することを決定し、平成28年2月上旬から同年2月下旬に開催予定の当社平成27年9月期（第79回）定時株主総会に、定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### I 監査等委員会設置会社への移行

##### 1 移行の目的

- ・ 構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を置き、複数の社外取締役の選任を通じて取締役会の監督機能を高めることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図る。
- ・ 取締役会が業務執行の決定を広く取締役に委任することを可能とすることで、業務執行と監督を分離するとともに、経営の意思決定を迅速化し、更なる企業価値の向上を図る。

##### 2 移行後の新経営体制における役員人事

追加調査報告書受領等に係るプレスリリースの内容をご参照下さい。新たな役員の選任につきましては、同プレスリリースに記載のとおり、平成28年2月上旬から同年2月下旬に開催予定の平成27年9月期（第79回）定時株主総会に付議する予定です。

## II 定款一部変更

### 1 変更の理由

- ・監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うとともに、経営の効率性を高め、権限委譲による迅速な意思決定を可能にするための取締役への権限委任に関する規定の新設等を行うものであります。
- ・「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、期待される役割を十分に発揮できるよう、監査等委員会設置会社に移行後における業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするために、定款の一部変更を行うものであります。なお、取締役の責任限定契約に係る定款の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- ・その他、字句の修正及び上記の各変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

### 2 変更の内容

変更の内容は別紙1のとおりです。

### 3 変更の日程

- ・定款変更のための株主総会開催日(予定)：平成28年2月上旬～同年2月下旬  
(今後の取締役会において、定時株主総会招集のための基準日を新たに設定し、平成27年9月期(第79回)定時株主総会の開催日を決定する予定です。正確な日程は確定次第お知らせいたします。)
- ・定款変更の効力発生日(予定)：平成28年2月上旬～同年2月下旬  
(上記定時株主総会終結の時をもって効力を生じるものとする予定です。)

以上

## 定款変更の内容

(下線部分が変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第2条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 下記の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること</p> <p>(1)～(20) (条文省略)</p> <p><u>(21) 前記(1)乃至(20)に附帯関連する一切の事業</u></p> <p>2. <u>前号(1)乃至(20)の各事業を自ら営むこと</u></p> <p>3. <u>前各号に附帯関連する一切の事業</u></p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条～第8条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p><u>② (条文省略)</u></p> <p><u>③ (条文省略)</u></p> <p>第10条～第11条 (条文省略)</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p><u>② (条文省略)</u></p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p><u>② (条文省略)</u></p> <p>第14条 (条文省略)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 (条文省略)</p> <p><u>② (条文省略)</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 (条文省略)</p> <p><u>② (条文省略)</u></p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、11名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会にて選任し、その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>第1条～第2条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>(1) 下記の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること</u></p> <p><u>①～⑳ (現行どおり)</u></p> <p><u>㉑ 前記①乃至⑳に附帯関連する一切の事業</u></p> <p><u>(2) 前号①乃至㉑の各事業を自ら営むこと</u></p> <p><u>(3) 前各号に附帯関連する一切の事業</u></p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査等委員会</p> <p>(削 除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条～第8条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p><u>2. (現行どおり)</u></p> <p><u>3. (現行どおり)</u></p> <p>第10条～第11条 (現行どおり)</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p><u>2. (現行どおり)</u></p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p><u>2. (現行どおり)</u></p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p><u>2. (現行どおり)</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p><u>2. (現行どおり)</u></p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、11名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会にて選任し、その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

② (条文省略)

(任期)

第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 増員又は補欠により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(新設)

(新設)

(取締役会の招集権者及び議長)

第20条 (条文省略)

② (条文省略)

(取締役会の招集通知)

第21条 取締役会の招集通知は、会日より3日前までに各取締役及び監査役に対し、招集の通知を発する。ただし、緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。

② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(新設)

(取締役会の決議の省略)

第22条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決にかかわることができる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りでない。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議をもって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

2. (現行どおり)

(任期)

第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(削除)

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第20条 (現行どおり)

2. (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

第21条 取締役会の招集通知は、会日より3日前までに各取締役に対し、招集の通知を発する。ただし、緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第22条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決にかかわることができる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(代表取締役及び役付取締役)

第24条 取締役会は、その決議をもって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議をもって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(報酬等)  
第24条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。

(取締役の責任免除)  
第25条 (条文省略)  
② 当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

(新設)

(員数)  
第26条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)  
第27条 監査役は、株主総会にて選任し、その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)  
第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  
② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(補欠の監査役の予選の効力)  
第29条 補欠の監査役の予選の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。  
② 前項の補欠の監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)  
第30条 常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。

(監査役会の招集通知)  
第31条 監査役会の招集通知は、会日より3日前までに各監査役に対し、招集の通知を発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。

(新設)

(報酬等)  
第25条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役に區別して、株主総会の決議をもって定める。

(取締役の責任免除)  
第26条 (現行どおり)  
2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

## 第5章 監査等委員会

(監査等委員会)  
第27条 監査等委員会は、監査等委員である取締役に組織する。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(常勤の監査等委員)  
第28条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員である取締役を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)  
第29条 監査等委員会の招集通知は、会日より3日前までに各監査等委員に対し、招集の通知を発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

<p>(報酬等)  <u>第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u>  (監査役の責任免除)  <u>第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</u>  ② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>  <u>第34条～第36条（条文省略）</u>  (新 設)   (新 設)</p>	<p>る。  (削 除)   (削 除)   <u>第30条～第32条（現行どおり）</u>  <u>附 則</u>  (監査役の責任免除に関する経過措置)  <u>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第79回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
---	--